

災害救援情報

福岡県社会福祉協議会 福岡県共同募金会 発行

代 表 TEL (092)584-3377 FAX (092)584-3369
災害福祉支援センター TEL (092)584-3630 FAX (092)584-3790

福岡県令和5年7月豪雨災害義援金の 募集を開始しました

福岡県共同募金会では、令和5年7月7日からの大雨により被災された県民の方々を支援することを目的に、別添要綱のとおり、義援金募集を開始しました。

現時点では、ゆうちょ銀行のみでの募集ですが、準備が整い次第、福岡銀行、西日本シティ銀行での募集も開始する予定です。

詳細については、別添の募集要綱を御確認ください。

【問い合わせ】

福岡県共同募金会 TEL 092-584-3388

市町村社協職員等の応援派遣状況

各災害ボランティアセンター運営支援のため、以下のとおり福岡県内の市町村社協職員等の応援派遣を行っています。18日より第2クール開始となりました。

第2クール 7月18日(火)～21日(金)

久留米市災害ボランティアセンター 15名

うきは市災害ボランティアセンター 2名

広川町災害ボランティアセンター 3名

※社協間の災害支援協定(筑紫・両筑地区)に基づく派遣や、被災地社協と社協間で個別調整した職員を除く

※併せて、各災害ボランティアセンターの運営支援のため、本会職員を1～3名派遣しています。

3連休のボランティア活動状況

各災害ボランティアセンターにおいて、7月15日（土）から17日（月祝）までの3日間で延べ1,666名のボランティアが170件の活動を行いました。

		7月15日(土)	7月16日(日)	7月17日(月祝)
久留米市	Vo参加者数	205	313	274
	活動件数	14	25	25
那珂川市	Vo参加者数	43	49	10
	活動件数	6	4	2
うきは市	Vo参加者数	103	165	146
	活動件数	12	19	20
広川町	Vo参加者数	57	66	94
	活動件数	6	9	12
東峰村	Vo参加者数	28	56	57
	活動件数	7	4	5
合計	Vo参加者数	436	649	581
	活動件数	45	61	64

インターネットが使用できない場合の 高速道路の無料措置の対応について

久留米市、うきは市、朝倉市、那珂川市、広川町、東峰村の各災害ボランティアセンターで活動する災害ボランティア車両については、7月14日（金）から9月30日（土）までの期間、高速道路無料措置が適用されています。

利用にあたっては、NEXCO西日本のボランティア車両証明書発行の専用WEBサイトから「災害ボランティア車両高速道路通行証明書」を取得する必要があります。

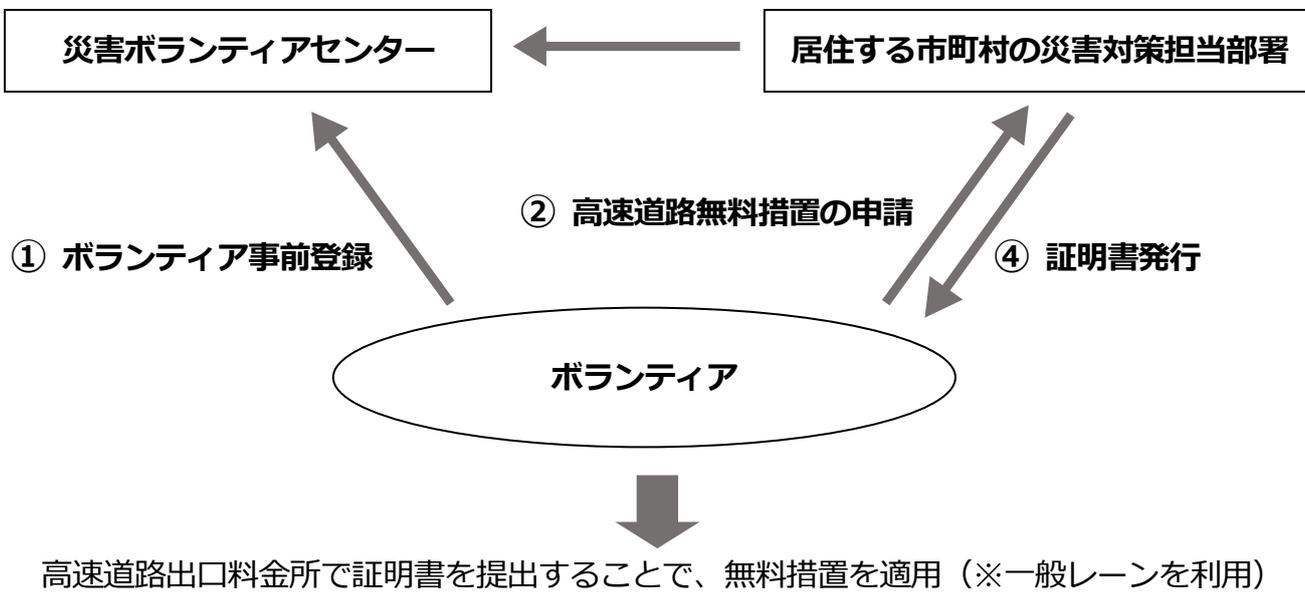
なお、インターネット環境がない方は、居住する市町村の防災担当部署に行くことで、災害派遣等従事車両証明書の発行を申請することができます。

ただし、行政で証明書の発行を受ける場合、被災地社協と書類のやり取りを行う必要があるため、被災地社協に一部負担をかけることとなります。

そのため、インターネット環境がないボランティア希望者から各社協に問い合わせがあった場合は、社協のPC等を活用し、WEBによる証明書の取得支援に協力いただきますようお願いいたします。

インターネットをご利用いただけない場合の災害ボランティア車両の高速道路の無料措置

③ ボランティア登録の確認



【高速道路の減免措置に関するよくある質問集】

Q 1 : 高速道路のWEB申請ができない人が来られた場合の対応はどうすればよいか。

A 1 : 居住地の行政（防災担当部署）で申請書を取得いただく形となります。

ただし、被災地社協とのやり取りが発生するため、被災地の負担軽減のためにも、各社協でWEB申請の支援及び証明書の印刷対応に協力をお願いします。

Q 2 : WEB申請は可能だが、証明書の印刷ができない人が来られた場合はどうすればよいか。

A 2 : コンビニのマルチコピー機の案内（USBがなくてもWEBでファイルを登録すれば印刷可能）、または社協にUSBを持って相談に来られた際は印刷にご協力いただく等、柔軟に対応をお願いします。

Q 3 : 災害VCにおいて、活動後のボランティアから、復路だけでも高速道路を減免してほしいと相談された場合はどうすればよいか。

A 3 : NEXCO西日本の「よくあるご質問」では、『往路または復路のみの利用はできないのか』との質問に対し、下記の回答がされています。

各災害VCでWEB申請から印刷まで可能であれば、上記Q 1、2と同様に対応ください。ただし、災害VCで印刷対応等が難しい場合は、県から各行政（災害対応部署）に通知されている申請様式等を使えば対応が可能です。その場合は、行政に申請書を取りに行ってもらう必要がありますので、予め災害VCに申請書を預けてもらう等、行政と調整ください。

高速道路無料措置は、ボランティア活動を目的とした車両に対して、指定 I C で証明書等をご提出いただくことで、その通行料金を無料にする措置となります。

往路のみのご利用は、ボランティア活動を行うことを確認できないため、高速道路無料措置の対象とはなりません。

復路のみのご利用は、証明書（復路用）を発行いただくとともに、ボランティアセンターや社会福祉協議会でのボランティア活動確認印（※）の押印及び活動確認日の記入があり、かつ、証明書の利用方法通り走行いただくことで、高速道路無料措置の対象となります。

（※）ボランティア活動を行ったことを証するボランティアセンター又は社会福祉協議会が押印する印鑑に限ります。個人の私印やサインは対象となりません。

Q 4 : 活動したボランティアから、復路において、申請した I C と異なる I C で降りたいとの相談があった。違う I C で降りることは可能か。

A 4 : 申請区内で降りる場合（被災地の最寄りインターから高速に乗り、降りる予定だった I C よりも手前のインターで降りる場合）は、特に問題ありません。

予定していた I C よりも先の I C で降りたい場合は、一旦予定したインターで降り、減免措置を受けてください。その後、再度乗りなおし、該当区間の代金についてはボランティアで負担いただきます。

- 平日 9 時から 17 時 30 分までの連絡先
092-584-3377（代表番号）
092-584-3630（災害福祉支援センター）